

平成26年 No.22

○東京学芸大学副学長規程の一部を改正する規程

改正理由

副学長の任命手続を変更するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 4 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学副学長規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 4 月10日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第18号

東京学芸大学副学長規程の一部を改正する規程

東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学副学長規程の一部改正について

改正理由：副学長の任命手続を変更するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (任命) 第2条 副学長は、国立大学法人東京学芸大学の<u>理事又は職員のうちから、学長が任命する。</u> <u>2</u> 学長は、<u>前項</u>の任命について、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (任命) 第2条 副学長は、国立大学法人東京学芸大学の<u>理事のうちから、3名を学長が任命する。</u> <u>2</u> 学長は、<u>前項に定めるもののほか、国立大学法人東京学芸大学の職員のうちから、副学長を任命することができる。</u> <u>3</u> 学長は、<u>前2項</u>の任命について、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕